

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
 条例（いわゆる残土条例）第9条ただし書きの規定による適用除外となる特
 定事業のうち、本市が行う公共事業に係る取扱要領の制定について

1. 要領制定の経緯

次期ごみ処理施設等用地で発生した汚染土砂の搬入等の諸問題については、残土条例の許可を要しない特定事業として、条例の多くの規定が適用されない状況下で発生した。

今後、このような問題を二度と起こさないため、**適用除外となる特定事業のうち、本市が行う公共事業について、原則、通常の許可事業の規定を取り入れることとし、馴染まないものは、要件の変更等、所要の措置を行い、要領を整備することとした。**

2. 対象

本市が行う公共事業

3. 施行

令和6年1月26日

4. 要領の概要

(1) 通常の許可事業の規定を、市の公共事業にもそのまま適用したもの

(理由：過去の反省を踏まえ、通常の許可事業の規定を適用し、事業を適正・安全に行う必要があると判断したため)

	項目	要領の内容	要領
①	事前協議	適用除外の届出書を提出する前に、特定事業計画書又は特定事業変更計画書を提出し、協議を行うこと。	第3
②	変更手続き	書類及び図面の変更をしようとするときは、変更事項について協議し、変更に係る書類及び図面を提出すること。	第5
③	同意	特定事業の関係者に同意を得ること。	第7
④	元地盤の地質検査	搬入前に、元地盤の地質検査を行い、規則別表1の安全基準に適合すること。	第10
⑤	構造基準適合	特定事業が完了したときの土砂等の堆積の構造が、規則別表第3の基準に適合すること。	第11
⑥	搬入届	搬入する土砂等の発生場所ごと及び土砂等の搬入量が2,000立方メートル以内ごとに搬入届提出すること。	第14
⑦	発生元証明書	搬入する土砂等の発生場所ごと及び土砂等の搬入量が2,000立方メートル以内ごとに発生元証明書を提出すること。	第14
⑧	土砂等管理台帳の作成	特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、土砂等管理台帳を作成すること。	第15
⑨	埋立地での定期・完了検査（地質・水質）	地質は3,000㎡ごとに、水質は1カ所で、毎月検査を実施すること。	第16
⑩	関係書類等の近隣住民等への縦覧	提出した書類及び図面の写し並びに土砂管理台帳を近隣の住民その他の利害関係を有する者へ縦覧すること。	第17
⑪	廃止・完了の届出・検査	特定事業の廃止又は完了をしようとする場合には、あらかじめ特定事業廃止事前届又は特定事業完了事前届を提出すること。	第20、21
⑫	関係書類の保存	提出した書類及び図面の写し並びに土砂管理台帳を、特定事業の廃止又は完了の届出を提出した日から5年間保存すること。	第22

(2) 通常の許可事業の規定に対し、要件の変更を加えたもの

(理由：建設工事を伴う場合など、埋立事業の規定をそのまま適用することは適切ではないと判断したため)

	項目	要領の内容	追加要件	要領
①	説明会の開催	特定事業場から 300m の区域内に居住する者・特定事業場の存する地区のすべての区長又は自治会長に対して説明会を開催すること。	建設工事を伴う場合は、従来から行っている説明・周知方法に代えることができる。	第 6
②	承諾	特定事業の関係者に承諾を得ること。	建設工事を伴う場合は、承諾は不要だが、説明を行い理解を得ること。	第 7
③	期間（1年）	特定事業の期間が1年以内に完了するものであること。	1年で完了しない場合は、第5の規定に基づく変更の届出を実施。	第 8
④	現場責任者	現場責任者を置くこと。	建設工事を伴う場合は、埋立単独で設置する必要はなく、建設工事を含めた設置をもって足りる。	第 9
⑤	現場事務所	現場事務所を置くこと。	建設工事を伴う場合は、建設時の現場事務所に代えることができる。	第 9
⑥	改良土・再生土の使用	改良土・再生土を使用することができない。	建設工事を伴い、埋め戻しなどの材料として使用する場合は、搬入前に品質検査を行い、規則別表第1の安全基準に適合していれば使用可能。	第 12
⑦	着手届	土砂等の搬入に着手したときは、着手した日から 10 日以内に特定事業着手届を提出すること。	建設工事を伴う場合は、委託業者等から提出された着手届の写しをもって代えることができる。	第 13
⑧	市職員による地質検査の立会い	土砂等の地質分析は、環境政策課の職員の立会いの上、行うこと。	特別な事情により、職員の立会いが著しく困難であると市長が認める場合は、現地での試料採取状況等が確認できる方法によって行うことができる。	第 14
⑨	発生元の地質検査	搬入する土砂等の発生場所ごと及び土砂等の搬入量が 2,000 立方メートル以内ごとに地質検査を行うこと。	一次堆積場を経由する場合は最終経由地の一時堆積場において採取すること。	第 14
⑩	標識の掲示	特定事業が施行されている間、標識を掲げること。	建設工事を伴う場合は、建設工事の事業名等を掲げた標識に代えることができる。	第 18
⑪	事業区域の境界の表示	特定事業区域と特定事業区域外の地域及び特定事業場と特定事業場以外の地域との境界にその境界を明らかにする表字を行うこと。	建設工事を伴う場合は不要。	第 19